

福祉教育常任委員会

令和5年11月24日（金曜日）午前11時09分開会

出席委員（8名）

委員長 益子 丈弘
委員 堤 正明
委員 相馬 剛
委員 山本 はるひ

副委員長 星 宏子
委員 室井 孝幸
委員 眞壁 俊郎
委員 玉野 宏

欠席委員（1名）

委員 鈴木 秀信

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 石田 篤志

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 12月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時09分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 それでは、ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

協議事項は、皆様のお手元の次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

—————◇—————

◎協議事項

○益子委員長 それでは、次第2、協議事項に入ります。

(1)12月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田書記 (12月定例会議における委員会の運営について説明。)

○益子委員長 説明が終わりました。

皆様、いかがでしょうか。今、事務局から説明がありましたとおりでございます。

期日は一応12月6日、1日ということで考えてございます。付託されたそれぞれの案件を12月6日においてやりたいということで、あと、座席のほう、今事務局から説明がありましたとおりで、市長の前の席のほうの1区画に各委員さんが密集する形になってしまうんですが、一応この間このような方向で、議会運営委員会のほうでやってはどうかということで対応が決まりました。ばらけてしまったりすると、なかなか話がしづらいですとか、そういった御意見出ておりましたので、それを参考にした事務局のほうでの提案かと思えます

ので、皆様のほうから御意見を賜われればと思います。

特段なければ、このような方向で取り進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「はい、お願いします」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのとおりいたします。

あと、今説明ありましたとおりで、本日午後より所管事務調査ということで入ってございますが、それ以外に委員の皆様から、何か所管事務調査として行っていただきたいというのがあれば、どうでしょうか。特段ないですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 では、事務局のほうからの説明のとおり、本日の午後の所管事務調査をもって、今回の定例会においては所管事務調査を進めさせていただきます。

そのほか、何か皆様のほうからございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようであれば、12月定例会における委員会付託事案審査の部分については、次第の案のとおり審査を行うことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、付託議案の審査日程及び審査順、また、次第の案のとおりいたします。

次に、次第(2)その他を議題といたします。

まず、行政視察の報告について事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田書記 (行政視察の報告について説明。)

○益子委員長 事務局から説明がありました。

過日、皆様の御協力の下、常任委員会の視察が終わりましたので、その報告書を今説明いただい

たとおりでございます。各委員からそれぞれまとめていただきまして、大変分かりやすいものにまとまっているかと存じます。

特段なければ、私のほうから、このような方向で議会に報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのような方向でやらせていただきます。

次に、懇談会実施の要望書というものが来ておりますので、その内容を事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田書記（懇談会実施の要望書について説明。）

○益子委員長 事務局からの説明が終わりました。

今、事務局から説明がありましたとおりでございます。

皆様、今お手元に御覧いただいている資料なんですけど、先生方の働き方改革ということで、内容としては、我々も十分に趣旨は理解できる場所でございますが、先ほど説明いただいたとおり、議会として、3常任委員会、それぞれの項目にわたって懇談会をしないかということで、先方から御案内をいただいております。

しかしながら、内容が本市のみならず県、また国の部分に関わってくるものもございますので、3常任委員会として足並みをそろえて、今回は、懇談会を実施しないというような方向で進めさせていただきたいと申合せをさせていただきます。

皆様のほうからもいろいろ御意見あるかと思うんですが、一応、福祉教育常任委員会として、皆様の御意見を募って、その後決定してまいりますので、各委員の皆様から御意見を頂戴できればと考えてございます。いかがでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 やっぱり議会としてなかなか大変だし、問題なんで、やらなくていいと思います。

○益子委員長 ありがとうございます。

室井委員。

○室井委員 私も、常任委員会それぞれで、うちの委員会だけというのもおかしいと思いますので、そこは足並みをそろえたほうがいいんじゃないかと思っております。

○益子委員長 ありがとうございます。

山本委員。

○山本委員 私は、やってもいいと思います。

確かに、教員は県で採用しているものだし、いろいろな学校というのは県のことが多いんですけども、議会でも教員の働き方が出ていることもありますし、実際は、那須塩原市内の学校で市採の教員と共に仕事をしているわけですよ。

私は、意見交換をすることは何も悪いことではないと思うので、やってもいいと思います。

○益子委員長 ありがとうございます。

堤委員。

○堤委員 私も懇談会は実施してもいいと思っています。

もし懇談会を実施できない場合でも、相手の要望を聞いて、何か常任委員会としてみんなに意見を求めるとか、書面でいろいろやるとか、正式な懇談会をしなくても、何かの意見交流の場が要るかなという感じがします。

○益子委員長 ありがとうございます。

相馬委員、いかがでしょうか。

○相馬委員 3常任委員会そろえてということであれば、実施しなくていいのではないかと考えております。

○益子委員長 玉野委員、いかがでしょうか。

○玉野委員 話し合っても、答えを出せるというふ

うにならないと思うんです。話し合いをすることはいいでしょうけれども、答えがないということに対しては、やっぱり集まって話をするには必要ないと思います。やる必要はないと思います。

○益子委員長 ありがとうございます。

星副委員長、いかがですか。

○星副委員長 教員に関しましては県職になりますので、市というよりは、県のほうでこれはやるべきものではないかと思っておりますので、やらなくていいのではないかと思います。

○益子委員長 ありがとうございます。

それぞれに各委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。

主に皆様のほうから、この3常任委員会を合わせた形ということであれば、実施しないというような趣旨だと思いますが、お二方からは話し合いを持ってもいいんじゃないかと。場合によっては、この3常任委員会合わせてという形じゃなくて、別な形で意見を聞いてもいいんじゃないかというような御意見もございましたので、併せて、今回は一応決するということではありますが、後日また改めた形で、何かの形で、事務局も踏まえて、ちょっと相談させていただきながら考えていただく。そういったような方向で、今回は行わない方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのように進めさせていただきます。

続いて、委員の皆様から何かございませんか。

〔発言する人なし〕

ないようですので、3のその他に移ります。

3として、何かございますか。

副委員長。

○星副委員長 (11月に開催した意見交換会のアンケートについて。)

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 以上で、協議事項は全て終了いたしました。

そのほか、皆様のほうからございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○益子委員長 では、以上をもちまして、本日の福祉教育常任委員会を閉会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時25分

—————◇—————

◎その他

○益子委員長 それでは、協議事項として皆様から

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和5年12月6日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

| | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 委員 長 | 益 子 丈 弘 | 副 委 員 長 | 星 宏 子 |
| 委 員 | 堤 正 明 | 委 員 | 室 井 孝 幸 |
| 委 員 | 相 馬 剛 | 委 員 | 眞 壁 俊 郎 |
| 委 員 | 山 本 はるひ | 委 員 | 玉 野 宏 |

欠席委員（1名）

委 員 鈴 木 秀 信

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|---|-----------|--|---------|
| 教 育 部 長 | 磯 真 | 教育総務課長 | 金 子 嘉 |
| 教育総務課 副 参 事 | 加 藤 正 之 | 教育総務課長 補 佐 | 岩 波 ひろみ |
| 教育総務課 主 幹 | 深 澤 孝 志 | 総 務 係 長 | 植 木 智 |
| 給 食 係 長 | 田 中 綾 | 黒磯学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長 | 若目田 治 之 |
| 共英学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長 | 村 松 隆 | 西那須野学校 給食共同調理 場 長 兼 業 務 係 長 | 横 山 純 一 |
| 学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 | 松 本 正 広 | 学 校 教 育 課 副 参 事 | 磯 泰 弘 |
| 学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 支 援 教 職 員 係 長 | 二ノ宮 直 美 | 学 校 指 導 係 長 | 人 見 栄 作 |
| 学 校 み ら い 係 長 | 木 沢 宏 美 | 児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 所 長 (任 期 付) | 印 南 伸 一 |
| 児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 児 童 生 徒 係 長 | 佐 藤 久 美 子 | 生 涯 学 習 課 長 | 佐 原 勝 美 |

| | | | |
|--------------------------------|-------|-----------------|-------|
| 生涯学習課長補佐兼生涯学習係長 | 広瀬美香子 | 文化振興係長 | 岩瀬眞生 |
| 青少年係長 | 石川敦史 | 那須野が原博物館長 | 松本裕之 |
| 那須塩原市図書館長(任期付) | 小泉秀夫 | 那須塩原市図書館管理係長 | 伊藤俊彦 |
| 黒磯公民館長 | 北村議徳 | スポーツ振興課 | 和氣広美 |
| スポーツ振興課長補佐兼管理係長 | 小野治夫 | スポーツ振興係 | 関谷和俊 |
| 保健福祉部長兼福祉事務所長 | 増田健造 | 社会福祉課長 | 平井克巳 |
| 社会福祉課長補佐 | 小田由起子 | 社会福祉係長 | 戸井田香苗 |
| 社会福祉係副主幹 | 田端政昭 | 障害福祉係長 | 薄葉哲郎 |
| 保護係長 | 高野幸大 | 高齢福祉課長 | 秋元武志 |
| 高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 | 佐藤裕之 | 介護管理係長 | 平城靖啓 |
| 介護認定係長 | 君島栄三 | 地域支援係長 | 君島忍 |
| 国保年金課長 | 藤川正勝 | 国保年金課長補佐兼管理係長 | 関根達弥 |
| 国保年金係長 | 小出涉美 | 国保年金係主査(係長級) | 三浦怜子 |
| 健康増進課長兼黒磯保健センター所長兼西那須野保健センター所長 | 亀田康博 | 健康増進課長補佐兼健康増進係長 | 根本カヨ |
| 健康増進課主幹兼保健予防係長 | 印南和也 | 保健予防係主査(係長級) | 阿久津宏介 |
| 健康増進係副主幹 | 大島圭子 | 子ども未来部 | 田代正行 |
| 子育て支援課 | 押久保昭 | 子育て支援課長補佐 | 亀田祐子 |
| 子ども福祉係 | 高野桃子 | 総合支援係長 | 織田暢子 |
| 子育て相談課 | 菊地直路 | 児童家庭担当GL | 戸室百合子 |
| 発達支援・ひとり親担当GL | 相馬広幸 | 母子保健担当主幹兼GL | 金山富美恵 |

保 育 課 長 佐 藤 和 穂

保育課長補佐 吉 富 真樹子
兼管理係長

企 画 係 長 鍋 島 弘 史

管理係副主幹 阿 見 久美子

給 付 係 長 田 中 薫

出席議会事務局職員

議事調査係長 長 岡 栄 治

書 記 石 田 篤 志

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

- ・ 教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

〔学校教育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

〔生涯学習課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

〔スポーツ振興課〕

- ・ 議案第 1 1 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

〔保健福祉部〕

- ・ 保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

- ・ 議案第 1 2 4 号 令和 5 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

〔社会福祉課〕

- ・ 議案第 1 0 0 号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

て

- ・議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔高齢福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第125号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）

〔国保年金課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第123号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第124号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔子育て相談課〕

- ・議案第106号 那須塩原市子育て相談センター条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔保育課〕

- ・議案第105号 那須塩原市保育園条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

3. その他

4. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆さん、おはようございます。

本日これより、教育委員会教育部、保健福祉部、子ども未来部の付託案件を審議するわけですが、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

早いもので師走に入り、もうすぐ本年も終わりを迎えるわけですが、本日は一粒万倍日という日でございます。一粒の粒が万倍になって返ってくると言われる実りある日でございます、とても縁起のいい日とされております。

委員各位、職員の皆様におかれましても、様々な視点から本市の福祉向上につながる一粒万倍の日となりますようお願いを申し上げまして、委員会を代表しての御挨拶といたします。

ただいまから12月定例会議の福祉教育常任委員会、予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。

鈴木秀信委員より、本日欠席する旨の届出がありました。

参考までに申し上げますが、本日の出席委員は8名ですので、過半数は4となります。採決の際に賛成が4に満たない場合は、当委員会の審議結果としては否決すべきものとして報告することとなりますので、御承知おきください。

また、委員の皆様には、異議なしなどの意思表示をはっきりとお示しいただくこと、また、明瞭な質疑としていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

福祉教育常任委員会に付託された案件は、条例

の一部改正案件3件、公の施設の指定管理者の指定案件2件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は補正予算案件4件であります。

これらの案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替え審査を行います。

議案審査において、討議すべき点などがございましたらお申出ください。

各委員におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。それでは、次第2、審査事項に入ります。

◎教育委員会事務局教育部の審査

○益子委員長 これより教育委員会事務局教育部の審査を行います。

初めに、教育部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○磯教育部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

◎教育総務課の審査

○益子委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○金子教育総務課長 （議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、箒根学園の基金利子についてなんですが、1,000円の補正ということになっておりますが、当初予算でも1,000円というふうになっておったんですが、さらに1,000円追加する予定は、追加する理由を伺います。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうにつきましては、基金の利子等のほう確認しましたところ、5月から11月までの間におよそ770円ほどの利子のほうが頂ける予定に、確認しております。その結果、年度末に向けて試算のほうさせていただきまして、今回計上のほうを1,000円させていただいたところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 箒根学園の整備がほぼ終わるんだと思うんですが、この基金については今後もそうすると継続していくということなんでしょうか。ただ単に利子の補正を組むということなんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうの基金の積立金のほうについては、あくまでも箒根学園の整備というところでございます。

現在の基金残高のほうは3億1,000万ほどあるんですが、今まさに部長のほうからも冒頭で御説明のほうがありました、箒根学園の体育館の工事の費用にこちらのほうを充てさせていただきまして、来年の3月31日をもってこの基金のほうについては一度幕を閉じるという形になっております。

○益子委員長 そのほかございますか。

続けてどうぞ。

相馬委員。

○相馬委員 続きまして、2項1目の小学校管理費の中の役務費で、電話料が87万8,000円の増額補正ということになりますが、これはどういった内容になるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらの今回の電話料のほうにつきましては、不足分を計上させていただいているのが事実でございますが、その理由の一つとして、学校において今年の5月以降、要はコロナが5類になった以降に、児童生徒、保護者向けに対して電話等の相談、要はコロナの5類以降、学校の環境のほう感染症対策も含めてどう変わってきたのかとかというようなお問合せとかがありましたので、そういった対応で電話の件数といえますか、電話をするケースが多くなったというところで、費用のほうが不足したというところで今回計上のほうをさせていただいたところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、当初予算で見込んでいた電話をかける回数よりも、80万、はるかに増えたというそういう理解でいいでしょうかね。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 はるかに増えたということに対して、はい、そうですというわけではないんですが、こちらのほう小学校17校で87万8,000円と

いうことで、1校当たり平均で言いますと6万6,000円ほどというところですので、それがちょっとはるかにというところで、ちょっとこちらのほうでお答えすることができなくて申し訳ないんですが、そういった形で相談のほうが増えていたというところでございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。

山本委員。

○山本委員 今のところの関連なんですけど、ちょっと分かりかねるのでお尋ねするんですが、学校の電話料というのは固定電話ではないんではないかなと思っていたんですが、この電話料というのは、それぞれの先生が持っている何か学校用のスマホとかの代金なのか、あるいは固定電話から親御さんのところにするものなのか、すみません、その辺の説明をお願いいたします。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 電話のほうについては、教職員の電話代ではございません。学校のほうにございます、市のほうで所管している電話でございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 つまり固定電話だということですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そうでございます。

○益子委員長 この項目で関連ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 なければ、ほかの質疑がある方いらっしゃいますか。

副委員長。

○星副委員長 補助金なんですけど、先ほどの説明で給食費のところ、「すごいぞとちぎの農業」、これ地元産のものを賄いとして使うというものだったと思うんですが、この詳しい、もう少し詳細

を教えてください。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうにつきましては、補助金のほうを活用しております、金額の基になるものは1人180円の補助のほうを頂く予定でございます。その内容としまして、やはり地元産、県産の食材のほうをなるべく給食に多く取り入れるということで、例えば、市内産の小麦を活用したコッペパンであるとか、そのほかウインナー、豚肉を地元の豚肉を使ったり、例えばそのほかスープでコンソメスープとかをした場合に、その中に入れるキャベツを市内産のキャベツに取り入れたり、そのほか県産のほうについては、サラダにもやしとかのサラダを県産の大豆、もやしを活用したものというところで、もちろん御飯と牛乳はもちろん市内産ですか、そういった食材のほうを活用させていただいて、献立として提供しているというところでございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 県内産とか地元産ということで分かりました。

この仕入れとかというのは、何というんでしょう、JAからとか特別なルートを使ってということになるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 仕入れのほうにつきましては、もちろんJAさんのほうの御協力のほうをいただきまして納入しているものもございまして、こちらのほう、栃木県のほうについては給食会というところがありますので、給食会のほうを通して納入のほうをしているというところでございます。

○益子委員長 この項、関連でございますか。

相馬委員。

○相馬委員 これの歳入が、いわゆる教育費雑入で計上される理由を伺いたいと思います。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうにつきましては、県の補助金であれば雑入ということはないんですが、こちらのほうにつきましてはこちらの実行委員会というのがございまして、地産地消の実行委員会がございまして、そちらのほうからの補助を頂いているということで、雑入にさせていただいているところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

その実行委員会というものを若干、説明してもらってよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうにつきましては、県の農務系の部署が事務局になっておりまして、そちらのほう为主体となっていてございまして、実行委員会のほうのメンバー等については、県以外の農業関係者の方であるとか、そういう団体さんも含めた上での実行委員会形式になっているところを聞いております。

○益子委員長 玉野委員。

○玉野委員 これに関しての数値目標的なものはあるんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 今回のこの補助金を活用した数値目標というのは、実際のほうは設定のほうをしております。

那須塩原市のほうにつきましては、こういった地産地消の週間という地産地消週間、1週間かけて地産地消の献立のメニューを提供するとか、そういった取組をしている中で計画、こちらの給食全体の計画としましては、そういった月間に地産地消のほうを25%、4分の1程度、地元産、県内産のものを活用したいというふうには、こちらのほうでは計画づけているところでございます。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。

特になければ、ほかの質疑ある方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、あっちこっちになって申し訳ありません。

給食費の西那須野共同調理場のところで配送用コンテナというのが76万7,000円ということで計上されておりますが、これをこの12月の補正に上げてくる理由を伺いたと思います。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらの配送コンテナのほうは全部で38台ございまして、もちろん給食のときにそのコンテナの中に、各学校に配送いたします大きな、例えばスープを入れた鍋であるとか、そういったものを入れて配送するんですが、そのうち1台が故障、今修繕をしているところでございまして、故障したということで今回補正で計上させていただいたところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これはあれですか、冷蔵車ということなんで、冷蔵用のコンテナという、要はそういう設備がついているコンテナということなんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 冷蔵用のコンテナというところではございません。

○益子委員長 ほか、ございますか。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 その下のスクールバス運行事業で、箒根学園のスクールバスが入札により4,000万円の減額になったということでございまして、ちょっと今、当初予算額が見られない状態なので、それを伺ってもよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 当初予算額のほうにつきましては、およそ7,500万でございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 7,500万ということは半分以下、3,500万で済むということになったということによろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そうでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、令和6年度以降の債務負担行為を組んでおりますが、その算出基準は今年の7,500万円から4,000万円減額されるわけですから、3,500万円を基準にしているのかどうなのか、ちょっと債務負担行為の金額について説明してもらってもよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、バスの運賃の算出なんです、少しちょっと御説明のほうをさせていただきますと、バスの運賃等については国のほうで、もう基準額というのが出ております。

以前、昨年につきましては、バス、例えば1時間当たりであるとか、1キロ当たりであるとかという上限金額と下限金額というのがございました。その範囲で国のほうの基準がございますので、まずこちらのほうの積算基準としましては、その範囲の中で積算のほうをさせていただいているというところでございます。いつの、この金額で、ここの間とかというのは、今後設計等もありますので、もちろんお知らせすることはできませんけれども、そういった考えでやっております。

その結果、例えばその下限値で契約して、これは入札になりますので、それで入札業者さんのほうで、それを踏まえた上で契約のほうをしているというところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、この債務負担行為の3億4,400万、これが上限ということで限度額というふうになっているんで、これを計算すると5年で約7,000万掛ける5年で3億5,000万ということなんですが、現実には入札をすると半分になる可能性もありますよと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 入札に関わることで、そうならただければ市の財政的には、当初よりも見込んだよりも財政負担は少なくなるというところで認識はしているところでございます。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 なければ、それ以外の質疑のある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、質疑及び議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎学校教育課の審査

○益子委員長 ただいまから学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え審査を行います。

—————◇—————

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○松本学校教育課長 (議案第122号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 この執行計画書13ページの、いいですか、すみません、ここの2項2目小学校教師用教科書・指導書整備費ということで、それぞれ教師用の教科書、それぞれ載っておと思いますが、デジタル教科書も含めて、これが令和6年度用ということですが、これは毎年度、補正で積んでいるということよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○松本学校教育課長 毎回補正の対応なのかという御質問でよろしいでしょうか。

これは前回までの購入とは異なりまして、紙ベースの指導書からデジタル教科書の活用も行われております。現状としましてですね。デジタル教科書の単価等が未確定なこともあるものですから、今回は補正対応とさせていただいたということがあります。

ちなみに来年度も教科書、中学校のほうも採択になってきますけれども、今年度の単価等を参考に、概算で令和6年度の当初予算に計上する予定でおりまして、毎回というわけではないということでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この目的といたしますか、それぞれ教師用の教科書がデジタル用教科書ということで、デジタル教科書は、まず一つ補完と考えてよろしいでしょうかね。既にある教師用の教科書の補完として、デジタル用教科書があるという位置づけでよ

ろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○松本学校教育課長 委員さんおっしゃるとおり、
そういった考えで捉えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 全体の科目から見ると、どれぐらいの範
疇になるかということをお聞きしたいと思います。

約でよろしいんですけれども、例えば今回の予
算で購入したデジタル用教科書は、全科目から見
ると、例えば3分の1相当とか、そういう内容で
す。

○益子委員長 学校指導係長。

○人見学校指導係長 お答えいたします。

今回計上しております消耗品費、またライセン
ス購入費というところは、基本的に令和6年度に
使用するものとして計上させていただいておりま
す。

教科によっては上下巻に分かれていたりという
ところで、令和6年度には直接使わないというよ
うなものもございます。そういったものは令和7
年度以降使用するというところになってきますの
で、そういったものはまた別途計上という形にな
ってきますが、今回は令和6年度に使用するもの
として予算計上させていただいております。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 教師用のデジタル教科書を利用すること
によって、教師としてどれぐらいメリットとい
いますか、効果があるのかということをお聞きし
ます。

○益子委員長 学校教育課長。

○松本学校教育課長 やはり子供たちも今、様々な
お子さんたちがいらっしゃいまして、やはりデジ
タル教科書、電子黒板にきちっと大きく映し出し
て、そして動画ですとか、ラインを引くとか、非

常に見やすい状況で授業が進められるものでは
から、非常に子供たちも好評ですし、先生方ももう
正直言いますと、本当にこれがないともう授業が
進まないぐらい本当に定着してきているというふ
うに捉えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そういうことで教師としても指導をする
上でメリットがあるということですが、当然、授
業を受ける生徒についても、それぞれ一般の紙の
教科書にプラスして、デジタル教科書が画面で示
されるということで、授業の何か促進が図られる
ということで考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○松本学校教育課長 議員さんおっしゃるとおり、
デジタルコンテンツなんかも非常についていまし
て、今豊富なものがついているものですから、単
なる紙だけだと感じられないような、画面上にい
ろいろ動画等が入りますので、非常に分かりやす
く、子供たちにも好評ということでございます。

○益子委員長 関連でございませうか。

山本委員。

○山本委員 今のところなんですけれども、消耗品
費ということで、非常にデジタル教科書の額が大
きいんですが、この際、消耗品というふうなもの
をどういうふうに定義しているのか教えてください。

○益子委員長 学校指導係長。

○人見学校指導係長 このたび消耗品費として計上
させていただいているのは、教科書の採択替えに
伴って、教科書自体が刷新されるという経過がご
ざいます。そういった中で、当然ながら未来永劫
使えるというものではなくて、学習指導要領の改
訂であったりとか、教科書の採択替えというこ
ろでは、いずれにしても更新をしなければならない
ということの中で、使用が限られているとい

う中で消耗品費という形で計上させていただいております。

以上です。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 それは分かりました。

つまり、予算の中で消耗品費として上がってくるものというのは、全てそういう考え方だということによろしいんですか。

○益子委員長 学校指導係長。

○人見学校指導係長 消耗品費と備品との違いというところだと、当然耐用年数であったりとか、金額ではなくて消耗していくものというところは、消耗品該当という考え方でおります。物によって、金額が大きいものを購入するという金額だけではなくて、そういった視点から考えております。

今回の指導書、本来ですと紙ベースというところでございます。附属としてデジタル教科書を含むようなものもございますけれども、基本的には紙のものでありまして、先ほど言いましたとおり、有効期限も限られているというところで、消耗品費として扱っておるというところでございます。

以上です。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、消耗品費については分かりましたが、消耗品費、恐らく教科書なんだと思うんですが、消耗品費、しかも、それともう一つ、使用料と、しかもそのほかに債務負担行為でライセンス料、3つに分かれているかと思うんですが、その使用料とライセンス料の説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○益子委員長 学校指導係長。

○人見学校指導係長 まず、教師用の指導書というところでございますが、こちら基本的に先ほど御説明しましたとおり、デジタル教科書を中心とし

たものとなっております。

その中で、出版社によってデジタル教科書をデジタル教科書として販売している、今回計上します国教英社に関しましては、そのままライセンス購入という形でさせていただくのですが、先ほど申しましたとおり、紙ベースの指導書に附属してデジタル教科書を附属しているというようなものもございます。そちらは今回、消耗品費の指導書というところで計上させていただいております。

あくまでデジタル教科書について、全ての教科がデジタル教科書として出版社から販売されているものではなくて、指導書に附属するというようなものの中にはございますので、そういったところで分けて計上しているというところでございます。

以上です。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

そうしますと、この使用料は教師用デジタル教科書と、それを動かすためのライセンス料ということなんでしょうか。それとこれは別物なんでしょうか。

○益子委員長 学校指導係長。

○人見学校指導係長 お答えいたします。

デジタル教科書なんですけど、パッケージ版として購入するものではなくて、あくまでサーバー上で管理されている、そのライセンスを取得するという形で計上しております。

以上です。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。

堤委員。

○堤委員 もう少しデジタル教科書の内容について、ちょっとお伺いしたいと思います。

動画がまず含まれているかどうかお聞きします。

○益子委員長 課長。

○松本学校教育課長 先ほど申し上げさせていただきましたけれども、デジタルコンテンツ、かなり重要視されています、非常に充実した、算数などですと例えば立体の図形なんかもぐるぐる回転して見られるとか、そういったものとか、ちょっとした社会科なんかですと、働く姿なんかが動画で映るとか、そういったものなんかも入っています、非常に使いやすくなっているというものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 あと1点。

セットに示す、モニターに当然映すのは当然かと思うんですけれども、そのモニター以外に、例えば生徒が持っているタブレットにも配信できるというふうに考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○松本学校教育課長 個人のほうの端末のほうにはちょっと反映しないので、大きな電子黒板のほうで子供たちも学ぶというものでございます。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 それ以外、質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 副委員長、大丈夫ですか。

[「はい」と言う人あり]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、質疑及び議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

失礼いたしました。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎生涯学習課の審査

○益子委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

生涯学習課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。



◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、黒磯公民館管理費の非常勤職員の報酬についてですが、これは1月、2月、3月分という計算でよろしいでしょうか。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 今回2回分ほど追加を予定しております、ちょっとお待ちください。申し訳ございません。

今回2回分ほど計上させていただいております、12月に1回、2月に1回の予定で今回、失礼しました。1月ということで計上させていただいております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 公民館運営審議会委員の報酬ということになっていますが、当初予算で34万1,000円ということになるんですが、当初予算の段階ではそうすると何回予定していたんでしょうか。

それを2回追加するという事なんですか、

追加する理由について伺います。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 当初は2回ほど予定してございました。年度の初めと年度の終わりということで予定してございました。

今回要求させていただく案件につきましては、今現在、財政課、総務部のほうを主導としまして、市内の全庁的な取組としまして、使用料、手数料の見直し作業を進めております。

今回この見直しに当たりましては、公民館使用料につきましても、もちろん対象となるということで、それについての公民館審議会の意見を伺うための会議ということで、2回ほど今回要求させていただくものでございます。

○益子委員長 関連である方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 公運審っていうのは毎年開かれてはいるんですが、大抵は当初の時に何回開くということでやっていたと思うんですね。公民館の使用料をどうこうするというのは、多分途中から出てきたものではなかったと思うんですね。年度の当初のところではそういうものを予定できなくて、2回というふうにしていてということなんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 この使用料の見直しにつきましては、公民館単体ということではなくて、今年度に入りまして全庁的な使用料、手数料の見直しを行うという一環として、この全庁的に示されたものに伴って、今回追加で会議を2回ほど開催するという事でございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 使用料の見直しをするというのは、今年度の途中から出てきたものだったんですけど。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 実はこれ、山本委員には一般

質問で御質問を頂戴しておりまして、その時点ではまだ明確にこの見直しを行うというところがまだ示されてはいなかった中で、私どものほうで、その後全庁的な取組、指示があったということで始めたということでございます。

○益子委員長 関連である方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 なければ、そのほかの質疑ある方いらっしゃいますか。特に質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。再開は11時40分いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎スポーツ振興課の審査

○益子委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第119号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○和氣スポーツ振興課長 (議案第119号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 導入形態のところ、特定の団体を選定というふうに書いてあるんですが、これはそれまでやっていたところが倒産によりできなくなったということで、特定の団体というふうにしたと

いうことよろしいんですか。

○益子委員長 課長。

○和氣スポーツ振興課長 特定とした主な理由といたしましては、今回の破産の開始が前指定管理者に起きまして、それからすぐに管理運営のほうはしなくちゃいけないというところで、現在業務委託というところで3月までお願いしているところです。ただ、4月から指定管理ということでお願いしたいというところでもございましたので、公募の期間というのはちょっと取れないという期間というところがございます、緊急に指定管理の事業者を見つけなくちゃいけないというところで、実績のある業者があったものですから、そこに特定の団体ということで今回進めさせていただきました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 それは分かりました。今までも指定管理で体育施設いろいろやっていたと思うんですけども、この特定の団体を選定したというのは初めてだということよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○和氣スポーツ振興課長 体育施設におきましては、特定で指定管理者を選定するのは初めてになります。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 指定管理期間が令和6年と令和8年の3月までということで2年間ということになるかと思うんですが、これは前事業者の引継ぎということなのか、それとも改めてということなのか、伺います。

○益子委員長 課長。

○和氣スポーツ振興課長 この2年間に設定したのは、もともと前指定管理者は2年、残り2年ということで、その残りの期間を指定はしている

んですが、そもそもの考え方といたしましては、この2年間という前は4年で期間を設定してまして、その4年間を設定した理由といたしましては、ほかの黒磯、塩原地区の指定施設についても2年後に切替えになるということで、合わせてございます。ただ、それを一括で指定管理するかどうかというのは、その2年間の間にどういう社会情勢とかを見まして、今回の課題も含めまして検討していきたいなというところでもございます。

○益子委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

山本委員。

○山本委員 指定管理者を特定の団体に選定したということはよく分かりました。それについては異議があるわけではないんですけども、このたび、非常に珍しい形で指定管理者が撤退してしまったというかできなくなったという、そういう事実に関して、議員の皆さんがどういうふうに感じていらっしゃるかというようなことを意見をお聞きしたいということで、議員間討議を求めます。

○益子委員長 ただいま山本委員より、前指定管理者の件、また今回の件に絡みましての各委員の御意見を承りたいということでございましたので、各委員より御意見をお願いできればと思います。私のほうより指名をいたします。

玉野委員、いかがでしょうか。それについての各委員の御意見をと思います。

○玉野委員 破綻ということを予想できる、できないという資料、見識ですね。それを議員が持ち得なかった。同様に、執行部のほうでそのような知見、情報をお持ちだったのかなということがあります。

○益子委員長 続きまして、眞壁委員。

○眞壁委員 やはり、なかなか指定したときに指定管理者の実態というか、その辺は多分捉えてなかったのかなって思っていますので、そういうところもしっかり今回から見ていただいて、やっていただきたいと思います。今回の特定団体の選定につきましては緊急的なものなので、これで正解というかよかったと思います。

以上です。

○益子委員長 相馬委員、いかがですか。

○相馬委員 指定管理の制度から募集をして、点数制にたしかになっていたと思うんですが、そのときの点数の結果で前事業者を選定したところだったと思うんですが、そのときの資料のみでは今回のような事態を招くということが、ちょっと我々も想像ができなかったというところもございまして、コロナ禍ということで社会的な情勢が急激に変化したということはあるというような新聞紙上の情報のみで、このようなことになったんだろうというふうに思います。

また、今後の指定管理、残り2年間の指定管理については、こちらに今出ている会社をお願いするということになるということなんです、こちらの会社については、これまでも実績、くろいそ運動場であったりとか、そういったところの実績、それからこの会社自体でも様々な施設を持っておりまして、様々な事業をやっているというところは伺っておるところでございますので、今回の選定でよかったのかなというふうに私も思っております。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 1つは、この特定の指定管理者を選定するに当たって、この条例というものがここに書いてあると思うんですが、那須塩原市公の施設にお

ける指定管理者の指定の手續等に関する条例、第2条第2項によるということ選定の理由が述べられておるんですけども、この条例そのものにきちっと選定する、ちゃんと物差しまできちっと明記されているかどうかというのが、ちょっと疑問点が1つあります。

もう一つは、指定管理者、健全な財務状況でないという当然選定はできないわけでありまして、やっぱりその指定管理者を選定するときの経営内容、特に財務の面ですよね。財務について、やっぱりその選定する直近3年間、どういうふうなところで、例えば経常利益がどれくらい上がっているとか、そういう3年間ぐらいのところはきちっと調べるべきだと思うんですが、その調べ方も市が調べるのか、あるいは特定の信用業者に依頼して調べるのか、そこら辺がちょっと我々議員の中にはちょっと伝わってきていないものですから、そういう選定基準はやっぱり明確にすべきだと私は考えます。

○益子委員長 室井委員、いかがですか。

○室井委員 今回の件に関しまして、選定最初にしたときにはそこまでの情報もなかった。選定をされた後、企業さんのほうの形態のほうでということ業務が悪化したというような新聞報道等もありました。なので、これは致し方ないことで、今後那須ヘルスセンターさんに新しく管理者になっていただけるというようなことで、これからの管理をお願いするということに関しては、いいことだと思っております。

またちょっと一つ考えるのが、今後同じようなことがないように、また新しく選定を受けた業者さんに対して何かしらの、年間なのかその期間内になのか、話し合いだったりとかというようなことが必要じゃないかなというのは感じております。

以上でございます。

○**益子委員長** 続きまして、最後に副委員長、お願いいたします。

○**星副委員長** 本当に指定管理を選定するに当たりまして、今のこの那須ヘルスセンターのほうはいいんですけども、前指定管理者のその経営状況、確かにコロナ禍ということもあって経営が傾いてしまったということはあるにしても、やはり指定管理したからそれでよしというのではなく、これからの参考としては、やはりこれからどんな、また同じような感染症が広がるかもしれない、社会情勢がどう変わるか分からないという状況の中では、これは全部の指定管理者にも関わることであると思うんですが、これはちょっと何ていうんでしょうね、大丈夫で済まされるのではなく、やはり途中経過も見る必要はあるのかなとは思っています。経営状況のほうはどうなのか、社会情勢と見回してどうなのかって言ったところでの情報交換といいますか、指定管理者に対しての調査ということも必要になるのではないかということもありますし、今回のことをしっかり次にも生かしていただきたいなということと、後は、那須ヘルスセンターさんに引き受けていただけたことは、すごくありがたいことだと思っておりますので、また2年後、社会情勢を見て判断するという説明でしたので、そこもトータルして、ぜひ参考にいただきながら、どんな状況で今どういうところに困っているのかということとか、またはこういうことでというものも情報交換できたらいいのかなとは思っております。

以上です。

○**益子委員長** 山本委員に申し上げます。

ただいま6名の委員からそれぞれの御意見を賜りました。御意見を参考に質疑あるようでしたら、さらに質疑を続けていただきたいと思います。

質疑に戻ります。

○**山本委員** 私自身はもう過去のことをどうこう言うんではなくて、この先、皆さんが意見言ったところに、やっぱり市民にその信頼に足るだけのところをきちっと選んでいただいて、それが那須塩原市のこれからのまちづくりにやっぱり影響してくるので、そこのところをきちんとやっていただければということで、特に質疑はございません。ありがとうございました。

○**益子委員長** ほかに討議すべき内容はございますか。

堤委員。討議内容はいかがですか。

○**堤委員** まだ議員間討議として扱っていただけてよろしいですか。

○**益子委員長** 討議あるということであればお受けいたします。

○**堤委員** 指定管理者が結局、単年度契約ではないですよね。複数年度契約という格好になっているものですから、じゃ、その複数年度契約の中での運営感がやっぱり、何年間かやっていく中でいろんな事象が発生したことだと思いますので、やはりこの契約期間の中でも、やっぱりこの指定管理者のチェック機能というのが必要じゃないかというふうに私は考えます。

また、指定管理者の中にも、体育施設の運用とかそういう業務だけじゃなくて、会社によっては多様な複数業務を持っている会社もあるかと思っておりますので、この体育館施設の運用だけはしっかりやっても、ほかの業務で赤字を出したり、いろんな経営内容が変化することが十分考えられますので、やっぱりこの複数年契約の中で単年度ごとにチェックする仕組みが要るんじゃないかと私は考えております。

○**益子委員長** ほかの委員の御意見等は求めなくても結構ですか。

○**堤委員** はい。

○益子委員長 では、堤委員には御意見としてお受けしておきます。

ほかに討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第119号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第119号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○和氣スポーツ振興課長 （議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 先ほど追加というふうな説明でございましたが、前事業者は4年間の指定管理をやったその金額に、さらにプラスして2億4,700万円ということではよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野課長補佐兼管理係長 こちらの債務負担行為につきましては新たに追加するというので、新たな設定という形になっております。

○益子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべき

ものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎保健福祉部の審査

○益子委員長 これより保健福祉部の審査を行います。

審査に当たり、初めに、保健福祉部長より御挨拶をお願いいたします。

部長。

○増田保健福祉部長 (挨拶。)

○益子委員長 ありがとうございます。

◎健康増進課の審査

○益子委員長 ただいまから健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

健康増進課については、福祉教育常任委員会に

対する付託案件がございませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 (議案第122号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

眞壁委員。

○眞壁委員 それでは、1ページの保健衛生費負担金の新型コロナウイルスの予防接種健康被害給付金負担金なんですけれども、先ほど1件、国のほうから出たと言っていましたよね。その辺のところ、内容を教えてください。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 この申請の内容ということでございますね。

こちらはコロナウイルスワクチンを接種した後、副反応がございまして、発熱、倦怠感、頭痛、動悸というのが一気に発生しまして、入院及び通院をしましたことから、その給付金になってございます。

○益子委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 分かりました。これは今まで出ていて1件だけですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 認定は2件目になります。

○益子委員長 そのほか、質疑はございますか。

星副委員長。

○星副委員長 同じところなんですけど、認定は2件目ということだったんですけど、申請はほかにも出たりはするんですか。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南主幹兼保健予防係長 申請件数でございますが、令和4年に3件、令和5年の今現在で1件、合わせて4件、申請を国のほうに進達をしてございます。すみません、補足になりますけど、先ほど2件承認したというお話なんですけど、1件は否認で、国のほうでは認めないよという意味で否認をされていて、承認、お金の支払いが発生したのが今回の1件ということで1件、1件ということになります。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 これは、要は申請をすれば全て通るといふわけではもちろんないとは思いますが、けれども、例えば、引き続き申請はしているけれどもまだちょっと曖昧で、でもやっぱりこれ相当するということで、年度をまたいでも、前年度に例えば申請されたものでも、例えばその症状がずっと続いていた場合にやはり認定しますよという、年度をまたいでもそれが通るといふこともあるんじゃないでしょうか。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南主幹兼保健予防係長 今現在、那須塩原市で先ほど4件申請があったというお話をしていますが、令和4年度中に申請したものが、1年近くたってまだ認定されていないものもまだ1件ございます。今、国のほうでは整理、認定するまでにかなりの件数を一度に認定をしているような形ではございますが、申請してから認定が出るまでおおよそ1年を超えるぐらいの期間がかかってきてし

まっているというところが現状になります。

それと、もう一点は副反応ですので、全快するまでに半年もしくは1年というような形で何度もお医者さんに通院するようなことがございます。そうすると、そういった部分の費用というところも、改めてまた国のほうに追加補正をして、そういった分の金額も請求をしたりするというようなことも出てきますので、私どもの申請の指導の中では、ある程度この診察、診療が終わった段階で申請をしたらどうかというようなアドバイスをさせていただいているところでございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうしますと申請待ち、要は診察中でまだ終わってなくて診療中というんでしょうかね、まだ見てもらっている最中で、申請待ちの人もまだいるということでしょうか。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南主幹兼保健予防係長 申請待ちというのが本当に申請をするかどうかというところが、私どものほうも確約というか裏づけを取っているわけではございませんので、申請待ちというところはひとつ難しいところでございますが、そういった相談を月に1件ないし2件程度受けているというところの現状でございます。さらにコロナのワクチンを打って亡くなった場合には、それにかかった医療費の請求というところが今回の補償の対象になります。通院の場合には入院相当、要は通院ではなくて入院が必要であったというようなものの医療費についての補償内容となりますので、そういったところで、ただの通院だけの補償というところではひとつないところがございますので、入院を伴ったものが対象となります。

○益子委員長 関連でございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 なければ、そのほかのところ質疑

ある方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、3款1項1目の10001事業についてですが、組替え、繰り出し、これが消費税の関係だというふうなことだったんですが、もうちょっと詳しく御説明いただいてよろしいでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 組替え、繰替えの詳しいところというところでございますが、何ていうんでしょうね……。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時15分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長。

○亀田健康増進課長 まず、この基本としまして、消費税法第60条におきまして、国及び地方公共団体の特例という条項がありまして、基本的に一般会計におきましては、市が消費税の納付者にならないということになってございます。ただ、特別会計の中でもこの委託費収入にしてしまいますと、消費税の申告義務が発生するというところでございまして、それに対する対応としまして、まず一般会計に組替えをしまして、それから改めて特別会計へ繰り出しをすると、こういった手続を取るものです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これまでも同じような対応をしてきたものなんでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 この通知の発出が今年になっ

てからの発出でございまして、去年まではこのまま委託費収入としてやっていたので、過去の分は確定申告、遡って消費税申告が必要となります。

○益子委員長 この項目で質疑のある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ほかに質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 課長より発言がございまして、課長。

○亀田健康増進課長 先ほど私の発言で確定申告と申し上げましたが、消費税の申告の間違いでございます。失礼しました。

○益子委員長 質疑ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計

補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第124号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第124号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。
課長。

○亀田健康増進課長 （議案第124号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第124号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第124号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は13時30分といたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時30分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎社会福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから社会福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第100号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第100号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○平井社会福祉課長 （議案第100号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員、最初どうぞ。

○相馬委員 この条例の改正によって、どういった方がその生活保護を享受されるのかどうか、お願いします。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 こちら条例改正につきましては、先ほど申し上げましたが、外国籍の方の対象となっております。外国籍を有していて、なおかつ生活保護を受給していると、そういう方に対して、中身としては医療機関、こちらの受診、さらに健康指導というものが法の中で行っております。そういったものを行うにおいても、受診データとかそういったものをデータ的に集約、マイナンバーカードを用いてオンライン化した情報をいただいて、実際の生活指導に役立てていくというような流れとなります。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 すみません、もう一度ちょっと教えていただきたいんですけども、マイナンバーカードの識別ということもあるかと思うんですが、要は国のほうで、またその決まりができていないがために市のほうで条例をつくるという解釈でいいのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 まず、法律のほうに生活保護法に基づいて生活保護を受給している方、被保護者についての取扱いは規定をされております。た

だ、外国籍の方につきましては生活保護法という法律の中に定められているものではなく、厚生労働省局長通知によって、準じて扶助をなさいますというような形になっています。そのため、法律上マイナンバーカードの利用を認められている者において、生活保護上該当になるのが日本国籍を有している者のみとなりますので、今回改めて外国籍の方については、自治体の条例で定めることによって同様の取扱いが講じられるというような形となっております。

○益子委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第100号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案の

とおりに可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第100号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第115号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○平井社会福祉課長 (議案第115号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第115号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第115号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。



◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○平井社会福祉課長 (議案第122号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、まず予算執行計画書の8ページの障害者福祉費の6001事業、補装具給付費の枠についてなんです。先ほど当初予算を上回る見込みという説明だったんですが、これは件数が増えるのか、それとも単価が上がっているのか、その辺の内容の説明をお願いいたします。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 補装具の中でもいろんな種類がございます。その年度年度によって、申請される補装具の種類というものが変わってくるような状況ではございますが、結果的に見ていますと申請者数も増えております。

物によって値段が違うというところがあるものですから、その部分は単価という表現ではちょっと難しいところがあるんですけども、主などころとしては人数が増えてきているという。

これは、補装具は年々増えているかという、そういうことではなく、その年度によって変わってくるようなところがございます。

以上です。

○益子委員長 そのほかございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 執行計画書の同じページなんですけど、8ページの自殺対策計画策定支援でアンケートを実施するということなんですけど、これのほうはどのような形での、もう少し詳細を教えてくださいたいんですが。

○益子委員長 社会福祉課課長。

○平井社会福祉課長 こちらのアンケートの実施、どのようにというところかと思いますが、この計画、現行計画が令和6年度末となっておりますから、今年度、来年度にかけて改定作業を進めていくというような形を取りますけれども、基本的には一括して業者に委託をしたいなというふうに考えております。

その中で、前段としての市民アンケートの調査なんですけれども、内容的に自殺対策というところもございますので、受ける業者についてはおおむねプロポーザルで今考えておりますけれども、実績のある業者になってくるかなというふうに思っております。内容的なアンケートの中身

につきましても、その業者といろいろ調整をした中で実施をしたいなというふうには考えておりません。

今年度、アンケートを実施した中で、あとは次年度、整理をして策定をしていくというような一連の流れで考えております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 業者のほうに委託ということで策定を進めていくということだとは思いますが、第1期の自殺対策計画をつくったときも業者に委託したかどうか、ちょっとすみません、そこを確認したいんですが。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 お答えいたします。

現行計画である第1期自殺対策計画につきましては、委託ではなくて自前で策定いたしております。

以上です。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうすると、1期のほうは市の職員がつくられたということで、今回2期に関しては今度プロポーザルにするというふうになった理由を教えてください。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 計画のほうですが、この自殺対策計画に限らずというところはありますけれども、国の方針や県の計画、それとの整合性を図ったりというところがございます。

おのおの自殺対策計画でいきますと、国の大綱、こちらがより細かく出来上がっているというような状況がありますけれども、そういった計画を策定する中身についても、前回よりも中身的に細かいといえますか、いろいろ踏み込んだところも出てくる場合がございます。

日常業務をやっている中で、なかなかそういっ

たところの踏み込んだ部分が職員では難しいところもあるものですから、実績のある業者に委託した中で、もちろん職員も関わってはいきますけれども、よりよいものを計画としてつくっていきたい、そういった考え方から業務委託による実施を考えてございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 市民生活の中で、要は意識の部分での細かいところまで踏み入れるので難しいということなのですが、その委託先としてこれから選定はされると思うんですけれども、那須塩原市内の、そういった受けていただけるような専門的な業者なのか、NPO法人なのか、市民団体なのか分からないんですけれども、そういった目星があるということでもよろしいのでしょうか。

○益子委員長 平井課長。

○平井社会福祉課長 プロポーザル、公募型になりますので、いろんなところから業者が手を挙げてくれるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど実績というような言葉を私のほうで発しておりますが、必ずしも実績だけではないんですけれども、実績というような件だけで捉えると、市内の業者はないのかなというふうに思っております。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 なかなか難しいことではあると思うんですが、多分もしかしたら、近隣のどこかの地元ではない方からのプロポーザルもあるのかなと、公募ということであるのかなと思うんですが、全体的なことを言えばそれはそれでいいとは思いますが、地域性ということも考えられると思うんですね。

そういった部分で、地域性をやはり調べて、より細かな、本市に即したものの内容をつくるための今回の市民アンケート調査をするというふうな

考えでよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 もちろん市の計画というふうになりますので、市民の御意向的などところ、状況的などところも踏まえた中で策定をしまいたいなというふうに考えております。そういったものための一つアンケートであるということで捉えております。

また、策定に関しましては、業者に全部委託だけではなく、当然、先ほど市も関わるというのはもちろんのことなのですが、外部の方も含めた策定委員会的なところも踏まえた中で、より本市の実情に沿った形の計画をつくれることができればなというふうに考えております。

○益子委員長 そのほか質疑ございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、債務負担行為の8ページの学習支援事業の委託なんですが、先ほど補正執行計画書のほうで160万減額、これは入札によるものですということだったんですが、当初予算で、実はその他委託料ということで、全部で4,100万の予算計上がされておったんですが、その中に学習支援事業というのがあるんですが、今年度の当初予算の学習支援事業だけの金額ってわかりますか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

平井課長。

○平井社会福祉課長 学習支援事業の単体で見た当初予算額ということだったかと思いますが、こちら、予算額としましては695万2,000円を見込んで

おりました。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 それで160万、今回減額補正する。でも、来年度もまた同じ状況で、今回債務負担行為で698万5,000円、今年度よりもちょっと多いという予算計上だということなんです、今回の減額分は考慮しないで、前年同額の債務負担行為にしたいと、そういうことだということではよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 来年度の予算額決めるに当たりまして、いろんな経済情勢なんかも捉えた中で、昨年度と今年度どう変わっているかというところもあります。

人件費のほうが結構上がっているような状況あるものですから、そこら辺を考慮した中で今回の金額を設定してございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時18分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎高齢福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから高齢福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

高齢福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年

度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○秋元高齢福祉課長（議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議員間討議及び質疑を終了いたします。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

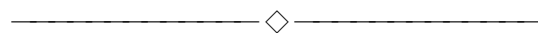
○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第125号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○秋元高齢福祉課長（議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 一般管理費のシステム改修費用154万円なんですけれども、これは一般会計から繰入れするということになるんですが、介護保険事業としては一般会計から繰入れしないと予算計上ができないということなんではないでしょうか。現状、介護保険基金とかというところで22万3,000円、何ていうんでしょうか、利子がつくだけの基金はあるんだろうと思うんですが、一般会計から繰入れするのは、こうしなくちゃならないということなのかどうなのか、御説明いただければと思います。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらのシステム改修に該当するシステムにつきましては、いわゆるタスクシステムといいまして、基幹系システムになりますので、一般会計からの充当という対応となります。

○益子委員長 ほか、質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、これより討論を終結し、採決いたします。

議案第125号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎国保年金課の審査

○益子委員長 ただいまから、国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

国保年金課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第2分科会）に切り替え、審査を行います。



◎議案第122号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○藤川国保年金課長 （議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第123号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第123号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○藤川国保年金課長 （議案第123号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 16ページです。歳出のほうですが、国民健康保険システム改修の必要性、要因というか、内容を教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○関根国保年金課長補佐兼管理係長 それではお答えいたします。この制度の申込み、それから承認

をするに当たりまして、対象者がどのような方が対象になっているのか、それから、私どもで処理するためのパソコンにそのシステムを入れて画面表示をさせる機能ですとか、それをまた打ち出す機能ですとか、そういったものを諸経費含めまして、もろもろ180万円、税抜でかかりまして、今回198万円を計上したものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 特に保守関係の改修項目はないというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○関根国保年金課長補佐兼管理係長 保守機能は含んでいませんで、あくまで改修に係る部分、先ほど申し上げましたとおり、賦課の計算機能ですとか帳票に打ち出す機能ですとか、そういったものを導入、構築するための費用が198万円となっております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第123号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第123号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第124号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第124号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。
国保年金課長。

○藤川国保年金課長 （議案第124号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議

及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第124号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第124号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。
ここで休憩といたします。

会議の再開は午後3時6分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時06分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎子ども未来部の審査

○益子委員長 これより、子ども未来部の審査を行います。

審査に当たり、初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○田代子ども未来部長（挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

◇

◎子育て支援課の審査

○益子委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

子育て支援課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第2分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。
課長。

○押久保子育て支援課長（議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
山本委員。

○山本委員 10ページになります。
衛生費の中の1項3目母子衛生費のこども医療費の助成費のところなんです、今年の前半、大幅に増になったという理由が分かれば説明願います。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 正直申せば、ピンポイント

でちょっと把握はし切れないところではございますが、ただ、要因としまして、新型コロナ5類移行、これは大きいものかなというふうには思っています。

それで、5類に移行したことによりまして、公費負担医療、こちらが減少しましたものですから、当然のことながら、かかった患者さん、自己負担が発生します。それに伴えば、当然のことながら、うちのほうの助成費が増えるようになります。

あとはインフルエンザですとか、いろいろな感染症、新聞報道等なんかでもお聞きになったことがあるかと思うんですが、ヘルパンギーナですとか、手足口病なんかも、あとRSウイルスなど、そういった感染症も増えたというふうなことを伺っておりますので、そういったものを総合させていただくと、やはり。実際額にしますと、およそ約3,700万円ほど上半期だけで増額というふうな状況になってございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そのところは分かりました。

その傾向は、那須塩原市だけじゃなくて、近隣の市町村も同じようなことだというふうな考えてよろしいんですか。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 委員おっしゃるとおりだというふうなことで思って結構だと思います。

○益子委員長 関連の方はいらっしゃいますか。
〔発言する人なし〕

○益子委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。
〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はどうございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。ここで休憩いたします。

再開は午後3時35分といたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎子育て相談課の審査

○益子委員長 ただいまから子育て相談課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

◇

◎議案第106号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第106号 那須塩原市子育て相談センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○菊地子育て相談課長 （議案第106号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。山本委員。

○山本委員 名称を変更したということなんです。この名称を変更した何か理由があれば教えてください。この名前にした理由と云えばいいのかな。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらの施設にした理由なんですけれども、まず今年度、子育て相談課が新設されたところ。あわせて、このセンターの名称、従来からの名称が子育て相談センターということで、名前がまず重複しているということがございました。利用者の方にとってもちょっと分かりにくいような状況になっていたところ。なので、組織機構の改編ということがございましたので、そこに併せて、ちょっとそういった名前を区別させていただく。

それから、今後ということになるんですけれども、改正児童福祉法によりまして、これは全国的

んですけれども、全国の市町村がこども家庭センターというものを設置努力義務ということになっております。本市も、来年度に向けて、こども家庭センター設置ということに向けて準備を進めているところですので、そこからも、今の相談センター、センターという、そういう名称もやはり重複になるというようなところから、そういったところから名称を今回のタイミングで変更するというに至りました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第106号 那須塩原市子育て相談センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第106号については原案のとおり

可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○菊地子育て相談課長 （議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議員間討議及び質疑を終了いたします。
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て相談課所管の審査事項は以上となります。ここで休憩といたします。

再開は午後3時50分といたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時50分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎保育課の審査

○益子委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第105号の説明、質疑、 討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第105号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○佐藤保育課長 （議案第105号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
副委員長。

○星副委員長 大貫保育園が廃園になるということなのですが、大貫保育園は、もちろん地元の方もいらっしゃると思うんですが、どちらかというと、西那須野のほうでちょっといっぱいになってしまって、大貫保育園のほうに流れて利用されていた方もいると思うんですけれども、そのあたりの廃止になることで、また受入れ難民になってしまうようなことはないのかどうかお伺いいたします。

○益子委員長 保育課長。

○佐藤保育課長 今、転園に対する対応もしております。今、星議員がおっしゃられた心配はないのかなと思っております。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第105号 那須塩原市保育園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第105号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐藤保育課長 （議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

再開は午後4時10分といたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時10分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎その他

○益子委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 （委員会のテーマについて説明。）

◇

◎閉会の宣告

○益子委員長 以上で今定例会議における委員会の
審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会を閉会といたします。

長らく大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 4時12分